

給付奨学生 全員提出必須！！

本人保管用

※必ずお読みいただき、授業料(等)の納入完了まで保管してください。

2025年度前期 授業料(等)の延納手続きについて 【高等教育の修学支援新制度対象者用】

高等教育の修学支援新制度対象者(給付奨学生)は、毎年、年度末の学業成績により適格認定を実施し、次年度以降の支援について継続または廃止等の措置を決定します。適格認定の結果確定が授業料納入期限後(4月20日以降)となるため、修学支援制度対象者は全員、授業料(等)延納手続きが必要となります。

つきましては、下記の通り手続きくださいますようお願いいたします。

1. 延納手続きおよび除籍猶予手続きについて

【提出書類(申請に必要な書類)】

- ① 『授業料(等)延納願』(様式第10号)準用
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』(様式第11号)準用

※ ①と②、2種類の書類に必要事項を記入、「2枚」の左上をホチキス止めして学生生活課奨学係に提出してください。
※上記①②の書類を提出された方は、再度教務課へ提出する必要はありません。

※高等教育の修学支援新制度対象者は全員提出してください。
(家計基準により支援対象外となっている方も含みます。)

【提出期限】 2024年12月26日(木) (厳守)

【提出先】 本館1F奨学金窓口前の
専用BOXへ投函してください。

※やむを得ず郵送する場合は、右の住所ラベルを使用し、
レターバックライト(特定記録郵便)にて送付ください。

【送付の場合は切り取って、レターバックのお届け先欄に貼り付けること】

〒574-8530
大東市中垣内3-1-1

大阪産業大学
学生生活課 奨学金係 行

奨学金関連書類在中

【上記2種類の延納および除籍猶予手続きによる納入期限と除籍猶予期限】

- ① 『授業料(等)延納願』により、2025年6月20日(金)まで(2ヵ月間)納入期限が延期されます。
なお、①の延納手続き期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱われます。
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』により、2025年7月22日(火)まで納入期限が猶予されます。
ただし、②の場合、除籍猶予手数料として2,000円が加算されますのでご注意ください。

【延納手続きおよび除籍猶予手続きにかかわる注意事項】

- * 授業料(等)納入期限(2025年4月21日)を過ぎると「休学届」の提出はできません。
- * 消せるペン(フリクションボールペンなど)で書いた延納手続き書類は無効となります。
- * ②の除籍猶予期限(2025年7月22日)までに納入しなければ、除籍(2025年4月1日付)となります。
- * 除籍になると、当該学期の履修が無効となり、単位を取得できません。
- * 除籍確定後(3年を超えない者)は、規程に基づく「再入学」制度でしか、大学に戻ることができません。
(最短で2026年4月)

2. 延納手続きおよび除籍猶予手続きに伴う授業料(等)の振込依頼書について

5月下旬~6月上旬に修学支援制度対象者の授業料(等)振込依頼書を郵送します。
期日の異なる振込依頼書を2枚組でお送りいたしますので、以下に従ってどちらか一方のみご使用ください。

2025年6月20日までに入金可能な場合

振込依頼書A

2025年6月21日以降に入金の場合

振込依頼書B(2,000円加算)

- ※『振込依頼書』を紛失した場合は、再発行いたしますので、本館9階経理課までご連絡ください。
- ※本申請による納入期日の延長の対象は、「2025年度前期 授業料(等)」になります。
- ※4月20日納付期限の授業料等振込依頼書は発送いたしません。

様式は A4 用紙に片面印刷

1 枚目 記入見本

2 枚をホッチキスでとめて提出

様式第 10 号 (準用)

授業料(等)延納願

【2025 年度前期 高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 2024 年 12 月 20 日願出

学生生活課届出の日付を記入

大阪産業大学学長 殿

学 籍 号 99E999
専攻 学科 経済

氏 名 大阪 花子
保護者氏名 大阪 太郎
(保証人)

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電話番号 072 - 999 - 9999

携帯番号 070 - 9999 - 9999

上の電話番号欄は、
保護者の携帯電話番号
を記入

下の携帯番号欄は、
学生本人の携帯電話番号
を記入

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いいたします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2025 年 6 月 20 日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度の継続に伴い、前期授業料(等)納付期限の

延長が必要のため

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付印

大阪産業大学 教務課 2022.4.5

様式は A4 用紙に片面印刷

2 枚目 記入見本

2 枚をホッチキスでとめて提出

様式第 11 号 (準用)

授業料(等)納入および除籍猶予願

【2025 年度前期 高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 2024 年 12 月 20 日願出

学生生活課届出の日付を記入

大阪産業大学学長 殿

学 籍 号 99E999
専攻 学科 経済

氏 名 大阪 花子
保護者氏名 大阪 太郎
(保証人)

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電話番号 072 - 999 - 9999

携帯番号 070 - 9999 - 9999

上の電話番号欄は、
保護者の携帯電話番号
を記入

下の携帯番号欄は、
学生本人の携帯電話番号
を記入

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2025 年 7 月 22 日まで

2. 手数料 (下記のどちらかに○をつけること)

○ 7,000 円 (除籍申請料 5,000 円と納入猶予手数料を、600 円)

○ 2,000 円 (納入猶予手数料 2,000 円)

3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度の継続に伴い、前期授業料(等)納付期限の

延長が必要のため

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付印

大阪産業大学 教務課 2022.4.5

授業料 (等) 延納願

【2025 年度前期 高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科
学 部

専攻
学科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

保 護 者 氏 名
(保証人) _____

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 _____

携 帯 番 号 _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第 6 条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2025 年 6 月 20 日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度の継続に伴い、前期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

授業料(等)納入および除籍猶予願

【2025 年度前期 高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科 専攻
学 部 学 科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

保護者氏名
(保証人) _____

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 _____

携 帯 番 号 _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第 7 条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2025 年 7 月 22 日まで

2. 手数料 (下記のどちらかに○をつけること)

~~7,000 円 (除籍取消料 5,000 円と納入猶予手数料 2,000 円)~~

・ 2,000 円 (納入猶予手数料 2,000 円)

3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度の継続に伴い、前期授業料(等)納付期限の
延長が必要なため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印